

## 武蔵高萩駅北土地区画整理事業

## 区 画 整 理 ニ ュ ー ス

発行

日高市 都市整備部 市街地整備課 区画整理担当

住 所 〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 市役所3階

電話番号 042-989-2111（市役所代表番号）

E-mail Link@city.hidaka.lg.jp（日高市 電子メールアドレス）

## 新町界及び新町名について

日頃、土地区画整理事業の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、武蔵高萩駅北土地区画整理事業施行地区内における新町界及び新町名については、小畔川と都市計画道路で当事業施行区域内を画し、その所の町名候補をアンケート結果から「武蔵高萩〇丁目」で統一し今後、変更に関する事務手続きを進めていく旨の報告を過日させていただいたところです。

その後、新町界及び新町名の変更とそれに併せて区画整理事業により混在した地番を整理し変更するため、法務局と調整を図りながら検討を重ねました。その結果、施行者といたしましては、区画整理事業に併せて武蔵高萩駅が建て替えられ、駅前広場の整備も行われるなど駅を核とした区画整理事業を推進してきたことや、駅は利用される多くの方にとって身近でかつシンボリックな要素を備えた施設であることなどを主な理由に、別図（裏面参照）のように武蔵高萩一丁目の区域に駅前広場を含め、そこから時計回りに丁目を付し

たものを「新町界及び新町名変更（案）」とさせていただきます。今後、これを基に、日高市議会12月定例会に新町界及び新町名変更に関する議案を提出し、換地処分のお知らせのあった翌日から新町界及び新町名並びに地番についても効力が発生するよう事務手続きを進めてまいります。

なお、町名地番の変更が行われますと住民票、健康保険証、運転免許証など様々なものに住所変更の手続きが生じます。その際に行政のみならず個人で行っていただくものもございますので、この点を含め変更の対象となるものの種類、期限、手続きなどを記載した冊子等を作成し事前に配布いたします。

## 任期満了に伴う土地区画整理審議会委員選挙のお知らせ

都道府県や市町村が施行する土地区画整理事業では土地区画整理審議会を設置することになっています。この審議会は施行地区内の代表者として、その意見を事業に反映することを重要な役割としています。

現在、当審議会委員につきましては、令和5年9月5日で5年の任期が満了となるため改選を行います。今後、選挙の日程等のスケジュールが決まり次第お知らせいたします。

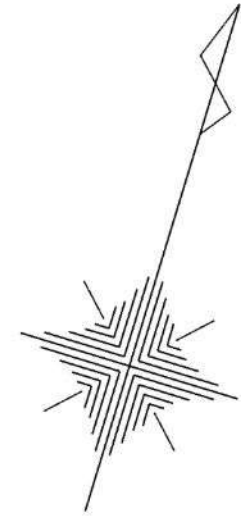
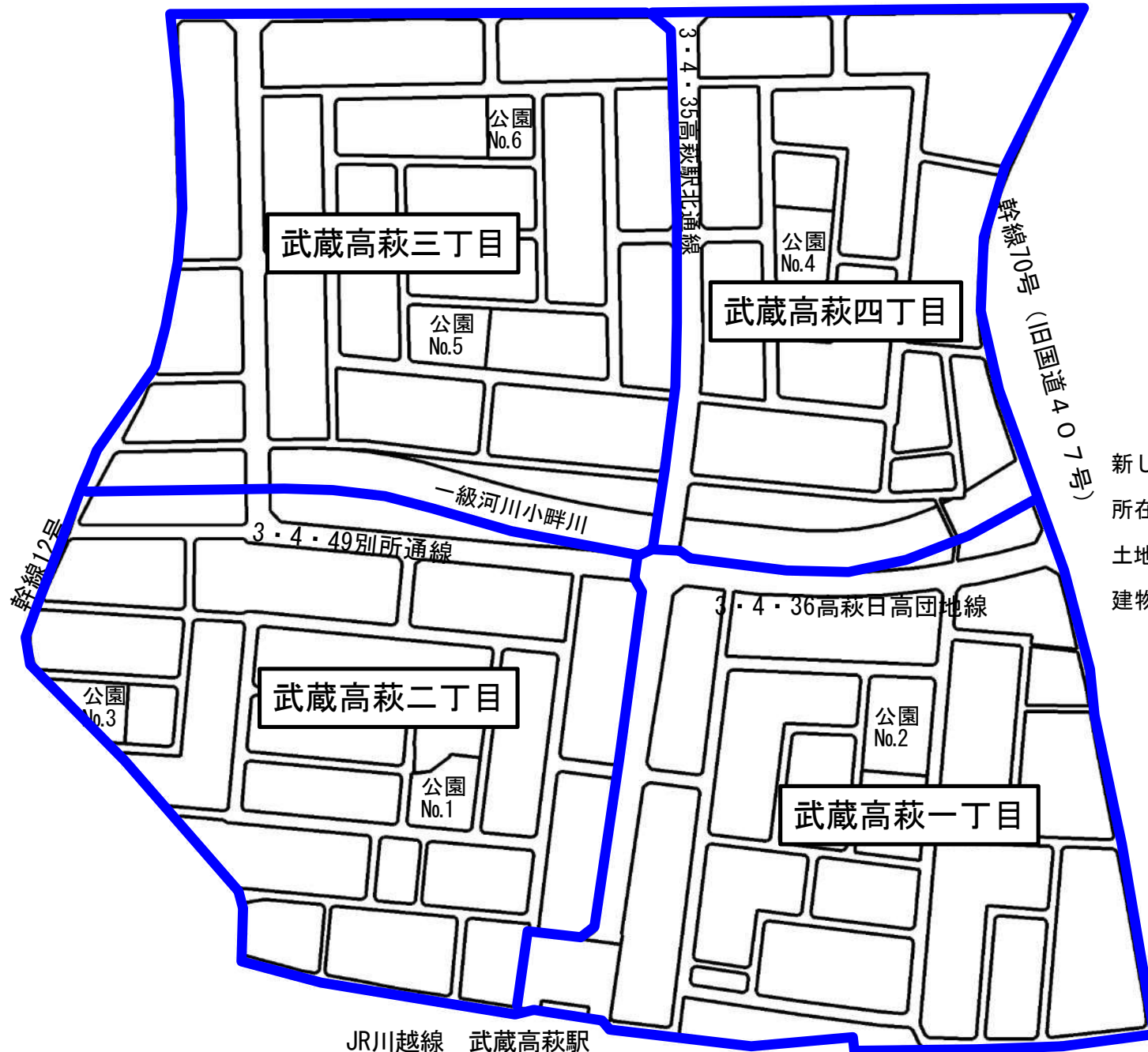
## ※所有権移転届出等のお願い※

換地計画の作成及びその後の手続きを進めるにあたり、所有権移転を常に把握する必要があります。

土地の売買や相続などにより権利の変更が生じた場合、抵当権などを設定又は変更した場合、住所を変更された場合には、速やかにお届けくださるようお願いいたします。

# 新町界及び新町名案

3・4・50旭ヶ丘南通線



新しい住所の表し方

- 所在地（住所） 武蔵高萩○丁目○番地○
- 土地の地番 武蔵高萩○丁目○番○
- 建物の所在地 武蔵高萩○丁目○番地○

JR川越線 武蔵高萩駅